

令和4年度第1回自立支援協議会就労支援部会 議事要旨

1. 開催日時 令和4年9月1日(木) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 市役所4階 会議室S2・3(オンラインと併用)
3. 出席者 (委員)*団体名のみ記載
(特非) ワーカーズコープ、株式会社徳正、いちょうの会
浦安市視覚障害者の会トパズクラブ、(福) 敬心福祉会、(福) パーソナル・アシスタンスとも、(特非) かぶあ、(特非) タオ、(福) 千楽、ウェルビー(株)、大東コーポレートサービス(株)、(株) リクルートスタッフィングクラブツ、浦安商工会議所、障害者就業・生活支援センターいちされん、市川公共職業安定所、千葉県立市川特別支援学校、千葉県立特別支援学校市川大野高等学園
(事務局) 障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 令和4年度自立支援協議会について
 - (2) 令和3年度第3回就労支援部会の振り返りについて
 - (3) 令和3年度浦安市障がい者就労支援センターの報告について
 - (4) 令和4年度就労ネットワーク会議及び就労コミュニティ会議の開催報告について
 - (5) 令和4年度就労支援部会のゴール設定について
 - (6) 浦安市特例子会社連絡会議について
 - (7) その他
3. 閉会

5. 配布資料

- | | |
|----------|---|
| 議題(1)資料1 | 令和4年度浦安市自立支援協議会について |
| 議題(1)資料2 | 令和4年度自立支援協議会スケジュール |
| 議題(1)資料3 | 浦安市の課題と解決に向けて |
| 議題(2)資料1 | 令和3年度第3回就労支援部会の振り返りについて |
| 議題(3)資料1 | 令和3年度浦安市障がい者就労支援センターの実績報告について |
| 議題(4)資料1 | 令和4年度第1回就労支援ネットワーク会議報告 |
| 議題(4)資料2 | 令和4年度第1回就労コミュニティ活動状況報告
浦安市障がい者企業説明会チラシ |
| 議題(5)資料1 | 令和3年度就労支援部会の振り返り |
| 議題(5)資料2 | 令和3年度第1回就労支援部会 議題3「就労支援部会の運営とゴール設定について」協議内容 |

議題(6)資料 1 浦安市特例子会社連絡会議設置要綱

議題(6)資料 2 浦安市特例子会社連絡会議について

6. 議事概要

(1) 令和4年度自立支援協議会について

■説明（事務局）

令和4年度の自立支援協議会の概要、浦安市の課題と解決に向けた各部会の協議内容等について説明した。

■主な意見

特になし。

(2) 令和3年度第3回就労支援部会の振り返りについて

■説明（事務局）

令和4年2月8日に開催した標記会議の議題を紹介し、主に議題6「就労の場が求める人物像」にステップアップしていくための支援について説明した。

■主な意見

特になし。

(3) 令和3年度浦安市障がい者就労支援センターの報告について

■説明（リーダー）

障がい者就労支援センターの令和3年度の活動内容についてリーダーより報告。

■主な意見

特になし。

(4) 令和4年度就労ネットワーク会議及び就労コミュニティ会議の開催報告について

■説明（リーダー、委員）

1. 就労支援ネットワーク会議について

令和4年7月5日に開催した標記会議の議題を紹介し、主にグループワークについてリーダーより報告。

〈グループワークテーマ〉

- ①企業、就労支援施設が受け入れる際、大切にしていること。
- ②障がい者の雇用促進のために必要なこと。
- ③障がい者の加齢で困っていること、相談したいこと。
- ④障害福祉サービス利用について、保護者にどう理解してもらうか。

2. 就労コミュニティ会議について（委員）

令和4年5月18日、8月30日に開催した標記会議及び、6月21日に開催した企業説明会の議

題を紹介し、事業者紹介動画について委員より報告。

■主な意見

特になし。

(5) 令和4年度就労支援部会のゴール設定について

■説明

令和3年度の就労支援部会の活動内容を事務局より説明。令和4年度の就労支援部会のゴール設定について、昨年度把握した現状を基に「重度障がいのある方の就労」「障がい者の就労の場の拡大」の課題を洗い出し、第2回部会、第3回部会で議論を進めていくことを共有した。

委員が感じている2つのテーマに関する課題について意見を得た。

■主な意見（リーダー：リ、委員：委、事務局：事）

委：昨年度は、委員の皆様から広く意見を頂戴し、情報の共有を行っていたため、しっかりしたゴールを見据えることができなかったが、今年度は、障がい当事者からアンケートを取り、何が必要なのか、どのような成果が出ているのか、どのようなものが求められているか等を客観的な数字の見える化していきたい。

委：夏季休暇中に地域の事業所に職場体験等にご協力いただけるよう連絡をし、生徒の就労の幅の拡大に努めた。

倉庫業務及び老人福祉業務の雇用ニーズが増加している。

近隣の学校に情報を共有し、各学校の生徒の希望に合う就労が出来るよう努めている。

委：重度障がい者を雇用する際に気にすることは、障がい者の障がいの程度と各企業が求めるスキルのミスマッチの有無及び、どこまで障がい者のフォローできるかが大事になってくる。支援機関との繋がりが大事であり、障がい者の生活面をどこまでサポートできるかが今後、障がい者雇用を増加させる際のポイントになる。

企業の場合、収益をしっかりと出すことが大事であるため、障がい者雇用を促進させるためには、横との繋がりを拡大し、今まで以上に利益を追求した上で、得た利益で障がい者を雇用する形が大事である。

データ入力に特化した方の場合、勤務地にこだわらなければ、テレワークや在宅勤務で就労することは可能だと思う。

委：視覚障がい者についての議論がない。

視覚障がい者の就労は非常に困難であるが、市役所含め部会がどのように感じているかがわからない。

→委：障がい者就労支援センターでも、視覚障がい者の就労は課題になっている。

委：障がい者の中でも、しっかり仕事を探し司書等で働いている人はいる。

委：本人に就労意欲があっても、障がい特性と企業の仕事内容がマッチングしなかったり、起業しようとしても課題が多く、うまくいかないことが多い。

昨年度から始まった重度障がい者と就労支援特別事業を活用していくために、障がい当事者

や企業への周知が課題である。

職種が少ないため、障がい者と仕事のミスマッチが発生し、就労しても長く続かず離職してしまうことが多い。そのため、部会だけで話し合うのではなく、当事者の意見を聞き同系統の職種の就労の場を増やすのではなく、当事者が求める職種の就労の場を増やすのが大事である。

委：1つの事業所で複数の仕事を用意することで、働く方が飽きずに続けられるよう工夫していくことも離職者を減らす方法である。

委：就労継続支援B型で働いている障がい者に、一般就労を推し進めていくことは非常に難しいと感じている。一般就労で働く場合、いきなり働くのではなく、就労継続支援B型に通所しつつ一般就労の会社へ実習に行き、雰囲気や仕事に慣れる期間を設けると一般就労へのハードルが下がると感じている。

就労の拡大には、個人個人にあった、就労環境を整えることが大事である。

委：重度障がい者の場合、就労意欲が強くても就労継続支援B型への就労が非常に困難である。自力の通所や、生活面の介助が重度障がい者が就労する際必要であるが、対応したサポートや支援がなく、就労できない方がいるため、重度障がい者に対応したサポートや支援が必要であると感じている。

委：重度障がい者の就労移行支援後の就労先及び、訓練所が不足している。

就労移行支援事業所とテレワークを取り入れている企業との連携が大事であるため、テレワークを取り入れている企業の開拓を行う必要がある。

委：就労先を検討する際、本人の職業適正と希望職種の見極めが非常に難しく、どうすれば希望職種に就労できるかを考えることが大事である。

本人の希望職種以外の仕事に就労する場合、本人の意思を最大限汲み取り、どこまで本人の希望職種に近い仕事を探すかが難しいため、より多くの企業と連絡を取ることが大事である。

リ：就労支援センターでは、職務経歴書を作成する前に棚卸シートを作成しており、棚卸シートの中で仕事の感想を記入する欄を設けている。仕事を続ける上で前向きに行えないと継続は難しいため、仕事に対する率直な感想を求めている。

委：現状の法定雇用率の制度上、週20時間以上1年以上雇用しないと法定雇用率に計上されないため、計上されていない障がい者の方もいる可能性がたかかったが、6月に行われた厚生労働省の労働政策審議会で、法定雇用率の基準を10時間以上20時間未満に緩和する意見が出た。今後、法定雇用率基準の緩和が実施された場合、重度障がい者の就労の場の拡大に繋がる可能性がある。

委：労働環境の法改正があった際、各企業に広く周知することで障がい者の就労の場の拡大に繋がっている。

委：中小企業へ障がい者雇用をアピールすることで、就労の場の拡大に繋がると考えている。

障がい者の考えをしっかりと把握して部会に反映させることも大事である。

委：重度障がいの認識の共有が大事であるため、重度障がい者の対象者を明確にする必要がある。

就労の場の拡大について、議論していく上で、認識を共有するために障がい者の仕事内容を

実際に見て感じる必要がある。実際に働いている場所を見ることで、議論する際就労している風景がイメージでき、よりよい議論が行えると思う。

厚生労働省が多種多様な就労に合うように今後、法改正等を行っていく可能性が高いため、部会の中でしっかり情報共有を行っていかないと、適切な情報を周囲に発信することができない。

リ：各委員の具体的なイメージ作りが大事である。

(6) 浦安市特例子会社連絡会議について

■説明（事務局）

特例子会社連絡会議の目的や概要、令和4年7月8日に開催した標記会議の議題を紹介し、主に重度障がい者の雇用の可能性について説明した。

■主な意見

特になし。

(7) その他

■説明（事務局）

パティオショップチラシ、障害者優先調達推進法啓発紙ファイルについて説明した。

■主な意見

特になし。